

1. 保育士資格について

〔1〕保育士資格について

「保育士」は児童福祉法に定められた国家資格です。保育所、児童養護施設等で乳幼児から18歳未満までの児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する業を行う専門職に与えられる名称です。

「保育士」資格は、一定の定められた科目を履修し、短期大学を卒業することにより取得できます。保育士には、保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目、基礎技能、保育実習、総合演習などに関する幅広い専門知識及び技術を身につけることが必要とされます。保育士は専門職であるだけに、目的意識と責任を持って積極的に学習を進めることが必要です。

「保育士」資格を得るために必要な授業科目及び単位の修得方法は別表の通りです。

〔2〕保育実習について

「保育士」について理解を深めるには、学内で講義・演習をとおして学ぶだけでなく、保育所とその他の児童福祉施設で実際に保育や養護の体験をすることが大切です。実習をとおして保育所や養護施設の実際、保育士の多様な役割、各施設の社会的機能などについて具体的に理解を得ることができます。

実習の時期や期間は実習先の保育所や施設の都合により、多少の変動はありますが、原則として実習時期と期間は次のように設定されています。

保育実習Ⅰ(2単位):1年後期(1単位 45時間)

施設実習Ⅰ(2単位):2年前期(1単位 45時間)

保育実習Ⅱ(2単位):2年前期(保育所) } いずれかを選択必修

施設実習Ⅱ(2単位):2年後期(施設) } (1単位 45時間)

○保育実習を履修するための条件は以下のとおりです。

- ・各年次に開講された「専門科目」のうち保育士必修科目について、原則としてすべて修得済みであること。「専門科目」が未修得の場合は実習参加を見送る。
- ・「保育実習Ⅰ」および「施設実習Ⅰ」は「保育実習指導Ⅰ」及び「施設実習指導Ⅰ」(事前指導、事後指導を含む)に怠りなく出席した者。
- ・「保育実習Ⅱ(保育実習)」は「保育実習指導Ⅱ」(事前指導、事後指導いずれかを選択必修を含む)に怠りなく出席した者。
- ・「施設実習Ⅱ(施設実習)」は「施設実習指導Ⅱ」(事前指導、事後指導を含む)に怠りなく出席した者。
- ・学力及び適性が保育実習生として適当であると学科において認めた者。

2. 幼稚園教諭二種免許状取得のための教職課程について

[1] 幼二種免のための教職課程

幼稚園教諭二種免許状(以下、幼二種免)は、短期大学卒業者に与えられる「短期大学士」の称号を持ち、幼稚園教員養成のために編成された教育課程を修得した者に与えられます。

[2] 幼二種免教職課程の履修に必要な単位

教員養成のための教職課程は、教育職員免許法及び同法施行規則等に基づいて、下記の4つの科目群によって編成されています。参考までに各科目群の法令上の必要単位数を挙げておきますが、本学で修得しなければならない単位数については別表を参照してください。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 12 単位 |
| ② 教育の基礎的理解に関する科目 | 17 単位 |
| ③ 大学が独自に設定する科目 | 2 単位 |
| ④ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 8 単位 |

[3] 教育実習

教育実習は、幼稚園における教育の体験を通して、幼稚園や幼児について深い理解と実践能力、教育者としての資質の向上に努めることを目的として行なわれます。実習生は、実習園の指導教諭のもとで、実際に園児の活動に参加や指導を経験し、幼稚園教諭の職務内容全般について実習を行います。

○幼稚園での教育実習を履修するための条件は以下のとおりです。

- ・1年次までに開講された「専門科目」のうち幼二種免必修科目について、原則としてすべて修得済みであること。
- ・教育実習指導(事前指導、事後指導を含む)に怠りなく出席した者。
- ・学力及び適性が教育実習生として適当であると学科・専攻において認めた者。

○幼稚園実習のための心構え

- ・実習園の先生方が日々の保育業務の中、指導にあたって下さるので、実習生としてのマナーと実習園に対する配慮と責任を持って行動しなければいけません。
- ・教育実習は、強い意志をもって保育者を志す者に機会が与えられます。教育実習と就職活動が重なっても、企業などへの就職活動についての配慮は一切認められません。
- ・教育実習の事前・事後指導のための「教育実習指導」は教育実習の一部です。「教育実習」(4単位)と「教育実習指導」(1単位)の計5単位の履修が必要です。

[4] 教職課程関係の連絡

教職課程の履修に関しては、教育実習、教員免許状の申請、各種オリエンテーションなど、さまざまな手続きが必要です。これらについての連絡はすべて掲示板で行いますので、教職課程の履修を希望する者はつねに掲示板に注意するようにしてください。

[5] 教員免許状の申請

教員免許状の申請申し込みは短期大学が一括して愛知県教育委員会に対して行います。2年次の10月上旬に申請手続きを教務課窓口で行います。なお、申請にあたっては、手数料が必要ですので、あらかじめ準備をしてください。期限内に手続きをしない場合は一括申請から除外されますので、行事予定や掲示板を十分に注意し、指示に従って下さい。